

亀山地域産業活性化基本計画

1 産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する目標

(1) 地域の特徴と目指す産業集積の概要について

(地理的条件、既存の産業集積の状況、インフラの整備状況等地域の特徴について)

【地理的条件等】

本地域は、三重県の中北部に位置し、県内の主要都市である津市や四日市市、鈴鹿市からは20km圏内に、名古屋市からは約50km、大阪市からは約100kmの距離にある。中部・関西両圏のほぼ中間に位置し、古くから東西交通の要衝として人・もの・情報の交流がまちの発展を支えており、歴史的な町並みは往時の面影を残している。

区域面積は、191.04k㎡。当地域の北西部には、標高500mから900m前後の山々が連なる鈴鹿山脈があり、そこから東方面にかけては、伊勢平野へと続く傾斜面の丘陵地や台地が形成され、中央部には、伊勢湾へと注ぐ鈴鹿川と中ノ川が東西に流れている。また、内陸部であるため津波の心配はなく、過去の文献にも地震により大きな被害を受けた記録はない。

平成25年の年間平均気温は15.2℃、冬季(平成26年1月)の平均気温は、4.0℃と伊勢湾内陸部の温暖な気候である。

東西文化が交流する歴史情緒豊かなまち、恵まれた自然環境に囲まれ暮らしやすいまち、それが亀山である。



【既存の産業集積等】

本地域の産業別就業人口は、第1次産業が3.1%、第2次産業が41.9%、第3次産業が55.1%であり、全国・県平均と比較し、第2次産業の占める割合が高くなっている。一方、第1次産業就業者割合は、昭和60年に比べ2分の1以下まで減少し、第3次産業就業者割合は年々増加している。また、液晶関連企業の立地に伴って昼夜間人口比率が逆転し、従来のベットタウン的な都市から、「働くまち」へと変貌し、就業地としての拠点性が向上している。（平成22年国勢調査）

（農業）

農業は、気候や土質が茶の栽培に適していたことから、古くから茶の生産が盛んであり、市内には昭和58年に大規模農園の実験を目的に造成された中の山パイロット茶園（88.8ha）がある。茶生産では全国第3位の生産量を持つ三重県の中でも有数のお茶どころとなっている。

また、戦後から昭和40年代にかけて当市でも盛んに生産された国産紅茶を復活させようと、市内の茶業関係者による団体「亀山kisekiの会」などが「亀山べにほまれ紅茶復活プロジェクト」を立ち上げ、国産紅茶第1号品種「べにほまれ」を活用した亀山紅茶のブランド化を目指し活動している。

（商業・サービス業）

商業は、旧東海道沿いに商店街が形成され、隣接してショッピングセンターが立地しているが、大規模な郊外型ショッピングセンターが近隣市に立地していることもあり、日用品以外は市外への消費流出が目立っている。一方では、平成25年に亀山商工会議所内に創業相談に関する総合的な窓口が設置され、地域の支援機関が創業予定者の情報を共有し、準備段階から開業後のフォローアップに至るまで継続的に支援をする体制が整備されたことで、サービス業を中心とした市内創業に繋がっている。

（工業）

工業は、生糸やローソクといった地場産業が古くから盛んであり、昭和38年には、低開発地域工業開発促進法の地域指定を受け、地理的優位性や高速自動車網整備などの好条件にも恵まれたことから、製造業を中心とした内陸工業都市として発展してきた。

隣接する鈴鹿市に本田技研工業(株)鈴鹿製作所があることから、自動車関連産業が多数立地し、その他古河電気工業(株)の銅線工場に代表される非鉄金属産業などが市内製造品出荷額において大きな割合を占めてきた。さらに、平成14年には三重県型の産業クラスターを形成しようとする「クリスタルバレー構想」の核企業となる世界的大手液晶関連企業シャープ(株)の誘致に成功した。

大きな求心力を持つシャープ(株)の立地により、FPD（フラットパネルディスプレイ）製造

関連企業約 80 社が県内に操業し、市内では、シャープ(株)亀山工場が操業する民間産業団地「亀山・関テクノヒルズ」を中心に関連企業が立地した。

これにともない、平成 15 年まで 3,000 億円台で推移していた本地域の製造品出荷額は、平成 20 年には 1 兆 3,843 億円と亀山工場操業前の 4 倍を超えるにまで急伸したが、一方では、シャープ(株)を中心とする液晶関連産業の生産動向に本地域の製造品出荷額や付加価値額などが大きく影響を受けることが統計データから見てとれる。

いずれにせよ、シャープ(株)の立地は、人口 5 万人の地方都市にとってかつてないインパクトであり、様々な分野において有形無形の波及効果を生んだ。特に亀山工場から出荷される液晶テレビには、工業製品では異例の原産地表示がされ、「亀山」の知名度は飛躍的に向上することとなった。シャープ(株)亀山工場が操業を開始し早 12 年、今後も優れた技術を有する同工場の強みを生かし、再び世界をリードする製品がこの地から生み出されることが期待される。

また、平成 28 年 3 月には、航空機部品の製造を行う企業の本地域への進出に伴い、亀山市としてはじめて国際戦略総合特区「アジアNo.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」の指定を受けたところである。

(亀山地域の面積・人口に関するデータ)

	面積 (k m ²)		人口 (人)	
		割合 (%)		割合 (%)
三重県	5744.40	100.00	1,815,865	100.00
亀山地域	191.04	3.33	50,254	2.77

面積：国土交通省国土地理院「平成 27 年度全国都道府県市区町村別面積調」

人口：総務省「H27 国勢調査 (人口等基本集計結果)」

(亀山地域の産業構造[産業別就業人口]に関するデータ)

	総数		第 1 次産業		第 2 次産業		第 3 次産業	
	就業者数 (人)	割合 (%)	就業者数 (人)	割合 (%)	就業者数 (人)	割合 (%)	就業者数 (人)	割合 (%)
全 国	59,611,311	100	2,381,415	4.2	14,123,282	25.2	39,646,316	70.6
三重県	895,097	100	33,016	3.9	278,346	32.8	536,802	63.3
亀山地域	25,261	100	704	3.1	9,655	41.9	12,708	55.1

(H22 年国勢調査)

(亀山地域の製造業に関するデータ①)

(単位：万円)

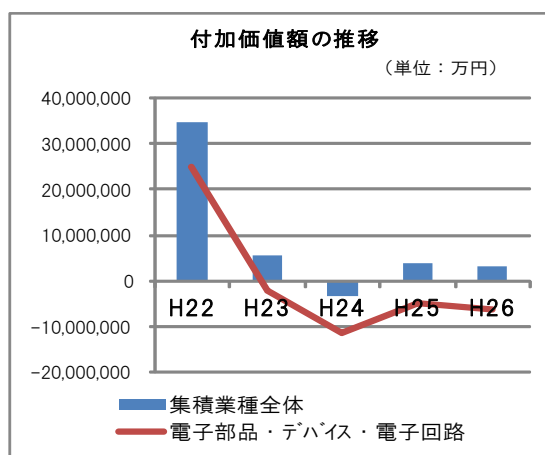
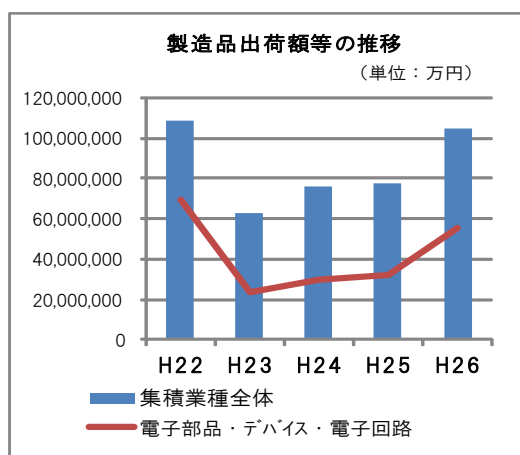
	製造品出荷額等 (H22) ①	製造品出荷額等 (H26) ②	増減 ②-①	付加価値額 (H22) ③	付加価値額 (H26) ④	増減 ④-③
亀山地域全体	108,601,467	104,946,680	△ 3,654,787	34,735,466	3,241,266	△ 31,494,200
指定集積業種全体	108,601,467	104,913,946	△ 3,687,521	34,735,466	3,222,818	△ 31,512,648
09 食料品	340,366	438,206	97,840	136,622	133,452	△ 3,170
10 飲料・たばこ・飼料	132,975	122,609	△ 10,366	71,350	39,905	△ 31,445
11 繊維	147,925	123,583	△ 24,342	62,505	56,212	△ 6,293
12 木材・木製品	95,198	70,819	△ 24,379	27,917	82,593	54,676
13 家具・装備品	153,008	213,637	60,629	71,826	82,593	10,767
14 パルプ・紙・紙加工品	251,380	215,574	△ 35,806	88,324	62,765	△ 25,559
15 印刷	46,746	45,502	△ 1,244	28,782	29,478	696
16 化学	878,173	1,050,905	172,732	475,348	383,882	△ 91,466
17 石油・石炭	×	×		×	×	
18 プラスチック製品	8,043,782	14,778,811	6,735,029	3,044,935	3,881,038	836,103
19 ゴム製品	353,505	427,025	73,520	192,837	213,862	21,025
21 窯業・土石製品	1,490,375	1,813,177	322,802	164,573	381,265	216,692
22 鉄鋼業	1,649,364	2,752,403	1,103,039	250,008	110,734	△ 139,274
23 非鉄金属	9,925,368	14,885,000	4,959,632	1,388,453	719,659	△ 668,794
24 金属製品	1,081,196	1,531,298	450,102	420,936	550,584	129,648
25 はん用機械器具	1,755,907	1,968,057	212,150	523,527	648,429	124,902
26 生産用機械器具	377,579	×		156,768	×	
27 業務用機械器具	427,628	×		197,079	×	
28 電子部品・デバイス・電子回路	69,118,069	55,246,174	△ 13,871,895	24,947,850	△ 6,179,043	△ 31,126,893
29 電気機械器具	517,733	605,001	87,268	143,020	91,473	△ 51,547
30 情報通信機械器具	×	-		×	-	
31 輸送機械器具	10,684,038	6,176,664	△ 4,507,374	2,204,150	1,222,943	△ 981,207

(工業統計調査)

(亀山地域の製造業に関するデータ②)

(単位：万円)

年	製造品出荷額等		付加価値額	
	集積業種全体	電子部品・デバイス・電子回路	集積業種全体	電子部品・デバイス・電子回路
H22	108,601,467	69,118,069	34,735,466	24,947,850
H23	62,474,895	23,225,591	5,649,640	△ 2,113,583
H24	76,366,569	29,726,468	△ 3,460,946	△ 11,295,711
H25	77,167,993	32,484,040	3,914,922	△ 4,958,210
H26	104,913,946	55,246,174	3,222,818	△ 6,179,043



(工業統計調査)

【インフラ等の整備状況】

(道路)

東西に国道1号と名阪国道、南北に東名阪自動車道と伊勢自動車道を有し、これら幹線道路が亀山インターチェンジで結節するという恵まれた環境にある。平成30年度には新名神高速道路の本線開通を控え、更なる広域幹線道路ネットワークの拡充が見込まれるとともに、慢性的な渋滞の解消が期待される。また、亀山パーキングエリアのETC専用スマートインターチェンジ設置により、亀山・関テクノヒルズ（民間産業団地）や名阪亀山・関工業団地（公的工業団地）は、高速道路網に直結した交通利便性に優れた立地条件となっている。



(鉄道網)

JR亀山駅は中部・関西経済圏を結ぶJR関西本線とJR紀勢本線の分岐点である。また、新たな国土軸となり得るリニア中央新幹線については、停車駅の市内設置を目指し、「LINEAR TO KAMEYAMA～新たなステージ、夢から現実へ!!」を合言葉に「リニア中央新幹線・JR複線電化推進亀山市民会議」を通じた誘致活動を行っている。平成28年6月には、リニア中央新幹線の名古屋～大阪間の延伸を最大8年間前倒しする閣議決定がなされたところであり、リニア全線早期開業が期待される。

(港湾)

四日市港までの所要時間は、当地域から高速道路を利用し約30分である。四日市港は、国際拠点港湾に指定されており、国際海上貨物輸送網の拠点として、県内の輸出入産業に大きく貢献している。また、平成18年に、霞ヶ浦地区で水深14mの次世代高規格コンテナターミナルが供用開始されたことにより、港湾能力がさらに向上している。

(空港)

国際ハブ空港である中部国際空港へは、陸路では、東名阪自動車道から伊勢湾岸自動車道、知多半島道路と知多横断道路を経由して約1時間でアクセスすることが可能であり、海路では、津市にあるアクセス港から高速船を利用すると、約1時間でアクセスが可能である。

(工業用水等)

当地域の工業用水の供給は、主に亀山市上水道が担っている。また、一部の地域には、亀山市工業用水道から供給されている。

(産業支援機関)

三重県では、産業振興の中核支援機関である公益財団法人三重県産業支援センターが新産業の創出、既存産業の経営革新の促進等を行っている。また、本地域の事業者精通する亀山商工会議所は、地域の金融機関をはじめとした関係機関と連携を図り、地域経済や雇用を支える中小・小規模企業の経営支援に取り組んでいる。

(教育機関)

当地域では、平成 23 年に文部科学省より「キャリア教育優良学校」として表彰を受けた県立亀山高等学校があり、地域に貢献できる有益な人材の育成を担っている。また、同校には、情報に関する専門学科「システムメディア科」があり、「情報教育」に関しての施設・設備は極めて充実したものとなっている。さらに、隣接する鈴鹿市には、地域に根ざした国立高等専門学校である鈴鹿工業高等専門学校、津市には、工学部、生物資源学部、医学部等を持つ国立大学法人三重大学があり、いずれも産学官連携を積極的に展開され、企業との共同研究が数多く行われている。

(工場用地)

本地域には、市内唯一の工場適地である民間産業団地「亀山・関テクノヒルズ」がある。隣接する亀山パーキングエリアのスマート I C から高速道路網に直結した交通利便性に優れた立地条件で、生産や流通の拠点として絶好のロケーションにある。平成 28 年 3 月に一部未造成区画の工事が再開され、平成 29 年中には造成完了予定である。

亀山地域における工場適地

	適地名	適地面積 (ha)	未分譲面積 (ha)
民間産業団地 (亀山・関テクノヒルズ)	白木	171.6	102.0

(目指す産業集積の概要について)

当地域は、高速道路が結節する交通アクセスの利便性や中部・関西両圏の中間に位置する地理的優位性を生かし、亀山・関テクノヒルズや名阪亀山・関工業団地等を中心に内陸工業都市として発展を遂げてきた。平成 26 年工業統計調査によると、1 事業所あたり及び従業員 1 人あたりの製造品出荷額等は全国 9 位の三重県において、いずれも県内 1 位となっており、ものづくり産業の集積は、本地域の産業の特徴でもある。

一方、本地域の基幹産業である液晶関連産業や自動車関連産業は、グローバル競争の影響を受けやすく、また、国内においては、企業の生産拠点の海外流出によるものづくり産業の空洞化が懸念されている。

こうした現状や今後の人口減少社会をふまえ、本市の産業の持続性を高めていくためには、経済情勢の変化にも対応できる多様な産業集積を図っていく必要があることから、既存産業の更なる集積や高度化により、それらの産業をより強靱なものにするとともに、今後の成長が見込まれ地域資源を生かした産業創出も期待できる産業や、本地域の地理的優位性を生かした産業の集積を図り、さらには、平成27年10月に国の認定を受けた地域再生法に基づいた地域再生計画「三重県企業拠点強化（本社機能移転等）促進プロジェクト」において、本地域も地方活力向上地域に設定されていることから、企業の本社機能の移転や拡充を促進していくこととする。

以上のことから、当地域においては、次の産業分野の集積を目指す。

〔液晶パネル等電子部品関連産業の集積〕

- ・本地域に一定の産業集積があり、核企業であるシャープ(株)の新事業展開による同社亀山工場の更なる拠点性向上も期待できることから、液晶関連をはじめとした電子部品関連産業の更なる集積や事業高度化を図る。

〔自動車等輸送機械関連産業の集積〕

- ・本地域の基幹産業の一つでもある自動車関連産業は産業の裾野が広く、また航空関連産業については、今後の成長も期待できることから、輸送機械関連産業の更なる集積や事業高度化を図る。

〔環境・エネルギー・健康関連産業の集積〕

- ・環境・エネルギー対策や少子高齢化対策などの社会的課題等を背景に今後の成長が見込まれ、地域資源と連携した事業展開も期待できることから、環境・健康関連産業の集積を図る。

〔物流関連産業の集積〕

- ・本地域の地理的条件を活かし、製造業の流通機能を支える物流関連産業の更なる集積を図る。

〔「中部地域航空宇宙関連産業集積活性化ビジョン」との連携〕

今後発展が期待される航空宇宙関連産業の集積地である中部地域は連携して、更なる関連産業の集積と高度化を目指し、「中部地域航空宇宙産業集積活性化ビジョン」を策定したところである。

当地域には、航空宇宙関連産業の川上産業となりうる素材・部材メーカーの集積

があり、既存産業の一層の事業高度化や新たな事業展開、関係地域との連携による産業の活性化が見込まれることから同活性化ビジョンと連携した取り組みを行なっていく。

〔「中部地域次世代自動車関連産業集積活性化ビジョン」との連携〕

中部地域の基幹産業として今後発展が見込まれる次世代自動車関連産業について、中部地域は連携して、更なる関連産業の集積と高度化を目指し、「中部地域次世代自動車関連産業集積活性化ビジョン」を策定したところである。

当地域には、次世代自動車関連産業の集積を目指すにあたり、既存の自動車関連企業の技術の応用や、高度なものづくり産業の新たな事業展開による産業の創出が見込まれることから、同活性化ビジョンと連携した取り組みを行っていく。

〔「中部地域ヘルスケア関連産業集積活性化ビジョン」との連携〕

今後発展が見込まれる医薬品、医療・福祉機器等ヘルスケア関連産業について、中部地域は連携して、更なる関連産業の集積と高度化を目指し、「中部地域ヘルスケア関連産業集積活性化ビジョン」を策定したところである。

ヘルスケア関連産業は、あらゆる分野で取り組みが可能であり、当地域の持つ自然資源などの地域資源の活用や異業種連携により新たなビジネスを生み出すことも期待できることから、当地域が目指す「健康関連産業」の集積とともに同ビジョンと連携した取り組みを行っていく。

(産業防災にかかる取り組み)

・広域災害発生時において、地域経済への影響が特に大きいことが想定される輸送機器関連産業における防災・減災対策を目的とし、地域連携 BCP(事業継続計画)にかかる人材育成、普及啓発等により「災害に強いものづくり中部」の構築を目指す。

(国際拠点化にかかる取り組み)

・アジア拠点化に向けた政府の動きをとらえ、中部地域における輸送機器関連産業及びヘルスケア関連産業の国際拠点化を推進するため、国内外の産業クラスター等との交流促進、外資系企業や国際展示会・会議の誘致活動及び販路開拓、人材育成等に取り組んでいく。

(みえライフイノベーション総合特区にかかる取り組み)






平成 24 年 7 月 25 日、三重県が提案したライフイノベーションの推進を図る地域活性化総合特区「みえライフイノベーション総合特区」が国の指定を受けたところである。当地域においても、県や研究開発支援拠点「みえライフイノベーション推進センター (MieLIP)」とも連携し、医療・健康・福祉分野での新しい価値を生み出すよう、関連産業の集積、活性化に取り組む。

(2) 具体的な成果目標

	現状	計画終了後	伸び率
集積区域における集積業種全体の付加価値額	322 億円	988 億円	306%

※サービス業については、市町毎の統計資料がないため、上記の数値に含まない。

(3) 目的達成に向けたスケジュール

取組事項 (取組を行う者)	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度
企業誘致の促進 (県・市・企業)	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関の連携による企業誘致活動 ○企業立地ガイドやホームページを活用した情報提供 ○制度拡充を図った企業立地優遇措置の活用 				
産業用地の確保 (県・市・企業)	<ul style="list-style-type: none"> ○亀山・関テクノヒルズの分譲区画の早期造成及び販売促進 ○空き工場や遊休工場用地の調査等による産業用地の把握 				
研究開発・技術支援 (県・市・関係機関)	<ul style="list-style-type: none"> ○産学官民連携による共同研究や技術相談等の支援 ○企業間ネットワークによる研究開発等の取り組み支援 ○専門家派遣等による技術指導 ○見本市等への出展費助成及び資金繰り支援 				
人材の育成・確保 (県・市・関係機関)	<ul style="list-style-type: none"> ○産学官民連携によるものづくり人材の育成 ○高等教育機関との連携による有能な人材の確保 ○商工会議所や支援機関との連携による経営者・起業家支援 ○亀山市雇用対策協議会事業の活用 				
海外販路の支援 (県)	<ul style="list-style-type: none"> ○企業の海外展開に対する支援 [三重県海外ビジネスサポートデスクによる支援、海外見本市等への県内企業の参加促進等] 				

2 集積区域として設定する区域

(区域)

亀山市

設定する区域は、平成 28 年 4 月 1 日現在における行政区画により表示したものである。但し、集積区域は、以下の地域を除くものとする。

- ・自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に規定する自然公園地域（但し、普通地域内の可住地は除く。）＜資料 1 に図示＞
- ・自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域（但し、当地域には該当区域なし）
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）に規定する鳥獣保護区（但し、特別保護地区を除いた鳥獣保護区内の可住地は除く。）＜資料 2 に図示＞
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）に規定する生息地等保護区域等の環境保全上重要な区域（但し、当地域には該当なし）
- ・環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落＜資料 3 に図示＞
- ・生物多様性の観点から重要度の高い湿地

(集積区域の可住地面積)

6,688 h a

(H22 国勢調査)

3 集積区域の区域内において特に重点的に企業立地を図るべき区域

(区域)

亀山・関テクノヒルズ（分譲可能面積 約 33.2ha）

亀山市白木一色山田 648-3 外 201 筆＜資料 4 に図示＞

※設定する区域は、平成 28 年 4 月 1 日現在における地番により表示したもの
＜資料 5 に明示＞

4 工場立地法の特例措置を実施しようとする場合にあっては、その旨及び当該特例措置の実施により期待される産業集積の形成又は産業集積の活性化の効果

(工業立地法の特例措置を実施しようとする区域)

当面は特例措置を実施せず、実施する必要が生じた場合は、計画の変更により対応する。

5 集積業種として指定する業種（以下「指定集積業種」という。）

(1)業種名

(業種名又は産業名)

当地域における指定集積業種は、次の業種とする。

- ①液晶パネル等電子部品関連産業
- ②自動車等輸送用機械関連産業
- ③環境・エネルギー・健康関連産業
- ④物流関連産業

(日本標準産業分類上の業種名)

①液晶パネル等電子部品関連産業

- 16 化学工業（すべての業種を含む）
- 18 プラスチック製品製造業
- 21 窯業・土石製品製造業
- 24 金属製品製造業
- 26 生産用機械器具製造
- 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- 29 電気機械器具製造業（すべての業種を含む）
- 30 情報通信機械器具製造業
- 39 情報サービス業
- 71 学術・開発研究機関
- 72 専門サービス業
- 74 技術サービス業

②自動車等輸送機関関連産業

- 11 繊維工業
- 17 石油製品・石炭製品製造業
- 18 プラスチック製品製造業
- 19 ゴム製品製造業
- 22 鉄鋼業
- 23 非鉄金属製造業
- 24 金属製品製造業
- 26 生産用機械器具製造業
- 27 業務用機械器具製造業（すべての業種を含む）
- 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- 29 電気機械器具製造業（すべての業種を含む）
- 30 情報通信機械器具製造業
- 31 輸送用機械器具製造業（すべての業種を含む）
- 71 学術・開発研究機関

③環境・エネルギー・健康関連産業

- 01 農業（植物工場に限る）
- 09 食料品製造業
- 10 飲料・たばこ・飼料製造業（105 たばこ製造業を除く）
- 11 繊維工業
- 12 木材・木製品製造業
- 13 家具・装備品製造業
- 14 パルプ・紙・紙加工品製造業
- 15 印刷・同関連業
- 16 化学工業（すべての業種を含む）
- 22 鉄鋼業
- 23 非鉄金属製造業
- 24 金属製品製造業
- 25 はん用機械器具製造業
- 26 生産用機械器具製造業
- 27 業務用機械器具製造業（すべての業種を含む）
- 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- 29 電気機械器具製造業（すべての業種を含む）

- | | |
|-------------------------------------|--------------|
| 31 輸送用機械器具製造業（すべての業種を含む） | 33 電気業 |
| 34 ガス業 35 熱供給業 39 情報サービス業 | 75 宿泊業 |
| 76 飲食店 79 その他の生活関連サービス業 | 71 学術・開発研究機関 |

④物流関連産業

- 44 道路貨物運送業 47 倉庫業
48 運輸に付属するサービス業(4841 こん包業)

(2) (1)の業種を指定した理由

①液晶パネル等電子部品関連産業

シャープ(株)の進出にともない本地域へ進出した(株)トッパンエレクトロニクスプロダクツ三重工場（進出当時：凸版印刷(株)）や事業を拡張された日東電工(株)亀山事業所など、本地域には、シャープ(株)の関連企業をはじめとする電子部品関連産業の集積が図られており、平成26年の工業統計調査によると本地域の「電子部品・デバイス・電子回路」製造業の製造品出荷額は、本地域全体の製造品出荷額の5割超となっている。また、経営再建に向けた取組を進めるシャープ(株)は、鴻海精密工業の出資を受けて、成長事業への投資を検討されており、世界最高水準の液晶技術を有する亀山工場の拠点性や生産性が更に高まることも期待できる。こうしたことから、液晶をはじめとした電子部品関連産業の更なる集積と高度化を目指し、当該産業を指定産業とする。

②自動車等輸送用機械関連産業

隣接する鈴鹿市に本田技研工業(株)鈴鹿製作所があることから、当地域には数多くの自動車部品メーカーが立地している。また、自動車産業をはじめとした輸送用機械関連産業は、素材型産業、電機・電子産業など幅広い分野にわたる総合産業であることから、同産業の更なる集積や活性化は、本地域の様々な産業への波及効果をもたらし、地域産業の活性化や雇用創出を牽引することが期待できるとともに、電気自動車や燃料電池車などの次世代自動車の普及に伴い、ビジネスモデルの転換を迫られるなかで、新規事業者の参入も期待できる分野でもある。

加えて、航空機部品の製造を行う企業が本地域へ進出したことを契機として本市は、平成28年3月に国際戦略特区「アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区」の指定を受けたところであり、今後、中部地域において成長が見込まれる航空機関連産業についても関連企業の事業環境整備に向けて取り組んでいく必要がある。

こうしたことから、自動車産業をはじめとした輸送用機械関連産業の更なる集積と高度化を目指し、当該産業を指定産業とする。

③環境・エネルギー・健康関連産業

世界規模での環境問題解決に資する環境技術や製品の普及、東日本大震災以降の省エネルギーや節電に対する関心の高まりにともない、環境やエネルギー関連の産業分野は、今後の市場拡大が期待されている。同様に、健康や医療に関連する分野も、超高齢化社会の到来や健康志向の高まりから市場の拡大が期待される成長産業である。また、本地域には、自動車関連産業による切削加工や金型、鋳造、プレス加工などの技術や、電子部品関連の精密加工・組立の技術の蓄積があることから、こうした「ものづくり」基盤や、本市の特産品や関宿をはじめとした観光資源、サービス産業などの既存産業との異業種連携や地域資源活用により、高付加価値製品や新たなビジネスを生み出すことも期待できる。

市においても、本地域が有する豊かな自然が良好に保たれ、次世代に受け継がれていくよう自然環境と調和した秩序あるまちづくりを進めるとともに、健康関連の取組としては、WHO（世界保健機関）の考え方に賛同し健康都市連合に加盟し、都市の機能すべてによって、市民の健康寿命を延ばすことを目指した取組を行っており、市の施策との関連性もある。

こうしたことから、環境・健康関連産業の更なる集積を目指し、当該産業を指定産業とする。

④物流関連産業

本地域は、中部・関西両圏のほぼ中間に位置し、東西に国道1号と名阪国道、南北に東名阪自動車道と伊勢自動車道を有し、これら幹線道路が亀山インターチェンジで結節するという恵まれた環境にあり、平成30年に予定されている新名神高速道路の本線開通により、広域幹線道路ネットワークの更なる拡充や、慢性的な渋滞の緩和が期待できる。当地域から名古屋市までの所要時間は1時間以内、大阪市までは1時間30分以内であり、中部・関西の国際空港や名古屋港、四日市港などの交通インフラがバランスよく活用できることなど、当地域が持つ物流環境の優位性から、物流・配送センター等のさらなる集積が期待できるとともに、効率化や低コスト化など企業の経営戦略上重要なものであることから、相乗効果により、製造業の流通機能の向上も期待できる。

こうしたことから、物流関連産業の更なる集積を目指し、当該産業を指定産業とする。

6 指定集積業種に属する事業者の企業立地及び事業高度化の目標

	目標数値
指定集積業種の企業立地件数又は新規事業件数（5年累計）	10件
指定集積業種の製造品出荷額の増加額	550億円
指定集積業種の新規雇用創出件数（5年累計）	500人

7 工場又は事業場、工場用地又は業務用地、研究開発のための施設又は研修施設その他の事業のための施設の整備（既存の施設の活用を含む。）、高度な知識又は技術を有する人材の育成その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備の事業を実施する者及び当該事業の内容

（産業用共用施設の整備等に関する事項）

（1）工業団地の整備等

市内唯一の工場適地でもある民間産業団地「亀山・関テクノヒルズ」において、分譲区画の造成工事が行われていることから、産業インフラの整備等について開発事業者と連携を図り、早期の分譲開始に向け取り組む。また、企業等が所有する未利用地や物件を調査し、活用可能な企業用地の発掘にも積極的に取り組んでいく。

（人材の育成・確保に関する事項）

（1）高度人材の育成

企業、研究・支援機関、高等教育機関の連携を進め、ものづくりの技術力を支える人材の育成や企業の人材確保を支援する。

（2）経営者、起業家育成

亀山商工会議所と連携を図り、市内中小企業の経営者を対象とした企業の経営力・技術力向上を支援する取組や、公益財団法人三重県産業支援センターの支援制度を活用するなどして、市内での新たな事業展開や起業が生まれる環境づくりを進めていく。また、起業家育成については、平成25年8月に亀山商工会議所・日本政策金融公庫四日市支店・三重県信用保証協会・三重県社会保険労務士会・亀山市により組織した創業支援ネットワーク「カメヤマ創業アシスト」を活用し、創業予定者の情報共有を図るとともに、準備段階から開業後のフォローアップまで継続した創業支援を行っていく。また、市内での創業予定者や創業後間もない市内事業者、第二創業を目指す市内事業者を対象とした創業セミナー「亀山創業塾」を開催するとともに、創業関連融資にかかる保証料や利子を補給することにより、創業者の資金繰りを支援していく。

（3）亀山市雇用対策協議会の活用

市内企業で組織する亀山市雇用対策協議会（事務局 亀山市）が行う雇用確保や雇用の安定に資する取組を支援し、協議会の各種事業を通じて企業の人材育成や雇用確保を支援していく。

- ・ 県内高校の進路指導担当者や鈴鹿公共職業安定所との求人懇談会
- ・ 新規採用社員や総務担当者を対象とした研修会事業
- ・ 協議会事業を通じた雇用関係情報の提供

(技術支援等に関する事項)

(1) 産学官民の連携による技術支援

企業と三重大学や鈴鹿工業高等専門学校などの教育機関、公益財団法人三重県産業支援センターや三重県工業研究所などの研究・支援機関、また金融機関や商工会議所などとの広域的な連携により企業支援体制の充実を図り、共同研究や技術相談、販路開拓、新事業展開などを支援する取り組みを行う。また、企業の技術者や研究者など階層ごとの“人”の交流を進め、ビジネスマッチングや企業が持つ技術やネットワークを共有し、研究開発や共同受注を行えるグループづくりの取り組みを促進する。

(2) 亀山商工会議所との連携により、中小企業者の経営力向上の取組を支援

○技術革新や新製品開発の取組を支援するため、専門家による技術相談会や現地指導を実施

○販路開拓やビジネスマッチングを促進するため、見本市等への出展費を助成

○資金繰り支援のため、設備投資にともなう融資に係る保証料や利子を補給

(その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備に関する事項)

(1) 企業立地支援制度

<亀山市産業振興奨励金>

①企業立地奨励金

※奨励措置の対象及び内容

奨励措置対象条件					奨励措置		
事業区分	事業者区分	立地区分	投下固定資産総額	新規雇用者等	奨励金額	各年度限度額	奨励期間
製造業等	中小企業者以外	新設 増設 移設	5億円以上	10人以上	①土地取得価額相当額 ×25/100×1/3 ②指定施設に係る各年度の 固定資産税相当額 ×50/100 ※①または②のいずれか	1億	3年
	中小企業者	新設		5人以上			
		増設 移設	1億円以上	増設・移設 前の雇用 者数以上			
物流関係	区分なし	新設 増設 移設	5億円以上	10人以上	指定施設に係る各年度の 固定資産税相当額 ×50/100		

※対象事業

ア. 物品の製造に係わる事業（日本標準産業分類に規定する大分類Eの製造業）

イ. 物流機能を有する保管施設事業

ウ. その他規則で定める事業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、デザイン業、エンジニアリング業、研究開発支援検査分析業、その他市長が認めるもの）

※立地等を行う地域

- ア. 工場立地法第3条第1項に規定により作成された工場立地調査簿に記載の工場適地
- イ. 都市計画法第8条第1項第1号の準工業地域、工業地域及び工業専用地域
- ウ. 市長が特に適当であると認める地域

※条例適用期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

②雇用促進奨励金

※奨励措置の対象（＝市内雇用者）

指定事業者が立地等に伴って新たに雇用する者のうち、次の要件を満たす者

- ・操業開始日以後1年を経過する日から規則で定める日まで継続して雇用する者であること。
- ・操業開始日以後1年を経過する日から規則で定める日まで継続して市内に住所を有する者であること。

※奨励措置の内容

市内雇用者数×30万円（上限額3,000万円/1回限り）

<三重県の企業投資促進制度>

①補助制度

(1) 成長産業立地補助金

航空宇宙関連、「食」関連等の成長産業及び高度部材産業の工場の立地に補助を行う。

対象者	製造業のうち、航空宇宙関連、「食」関連、クリーンエネルギー関連、ライフイノベーション関連及び高度部材関連の業種に属する工場、その他の事業所を設置する者
要件	①操業開始時点で建物・機械設備等、投下償却資産額が5億円以上であること ②操業開始時点で常用雇用者が10名以上増加すること ③操業開始後3年間操業を維持し、②の要件を維持すること
補助金額	建物、機械設備等、補助対象となる投下償却資産額の10%（高度部材産業は12%）
限度額	5億円
その他	・平成31年度までの時限措置

(2) マザー工場型拠点立地補助金

マザー工場化を進める企業の投資に補助を行う。

対象者	製造業の工場、その他の事業所を設置する者で、マザー工場化を図る者
要件	①操業開始時点で建物・機械設備等、投下償却資産額が5億円以上であること ②操業開始時点で常用雇用者が10名以上増加すること ③操業開始後3年間操業を維持し、②の要件を維持すること
補助金額	建物、機械設備等、補助対象となる投下償却資産額の15%
限度額	5億円
その他	・平成31年度までの時限措置

(3) 研究開発等立地補助金

研究開発施設又は試験認証機関の立地に補助を行う。

対象者	研究開発施設又は試験認証機関を設置する者
要件	①操業開始時点で建物・機械設備等、投下償却資産額が2億円以上であること ②操業開始後3年間操業を維持すること
補助金額	建物、機械設備等、補助対象となる投下償却資産額の10%
限度額	5億円
その他	・平成31年度までの時限措置

(4) 外資系企業アジア拠点立地補助金

外資系企業による工場等の立地に補助を行う。

対象者	外資系企業で、工場、事業所等を設置する者
要件	①操業開始時点で建物・機械設備等、投下償却資産額が5億円以上であること ②操業開始時点で常用雇用者が10名以上増加すること ③操業開始後3年間操業を維持し、②の要件を維持すること
補助金額	①建物、機械設備等、補助対象となる投下償却資産額の20% ②オフィス開設に伴う年額賃借料の50%
限度額	①5億円 ②500万円/年×3年
その他	・平成31年度までの時限措置

(5) サービス産業立地補助金

サービス産業の事業所等の設置に補助を行う。

対象者	企業立地促進法に基づく基本計画において集積業種として指定された業種、その他市町が誘致を適当と認めるサービス産業の事業所等の建設等を行う者
要件	①雇用、経済波及など本県経済に特に貢献するものとして知事が認めること ②操業開始後3年間操業を維持すること
補助金額	建物、機械設備等、補助対象となる投下償却資産額の10%
限度額	1億円
その他	・平成31年度までの時限措置

(6) 本社機能移転促進補助金

対象者	企業の本社又は本社機能の移転及び拡充をする者
要件	移転に伴って増加する常用雇用者 10 人（中小企業は 5 人）
補助金額	①増加する常用雇用者 200 万円／人 ②拡充型本社機能移転について、移転型本社機能移転に対する県税特例措置相当額(法人事業税、不動産取得税)
限度額	それぞれ 5,000 万円
その他	・平成 31 年度までの時限措置

(注) 「本社機能」とは経営の意思、経営資源の管理、各種の業務を総括する部門及びそれに類するものを対象とする。

※別途、本社機能移転に伴う県税（事業税、固定資産税、不動産取得税）の優遇措置もあり（移転型事業の場合）。

(2) 再投資支援（マイレージ制度）

県内操業企業が再投資を行う場合、設備投資額及び雇用人数に応じて支援を行う制度。

上記①の(1)～(4)の補助金対象事業について、要件に満たない場合でも、設備投資額、雇用者数を原則 5 年間積み上げることによって、要件を達成した場合に補助金の交付申請が可能。認定要件は、事業開始の日までの設備投資額が 3,000 万円。

交 付 要 件	補 助 額
(パターン 1) ①投資要件：5 億円以上（研究開発 2 億円以上）～500 億円未満 ②雇用要件：5 人以上（新規立地 10 人以上）	10% (上限 5 億円)
(パターン 2) ①投資要件：500 億円以上～1000 億円未満 ②雇用要件：100 人以上	15 億円 (定額)
(パターン 3) ①投資要件：1000 億円以上 ②雇用要件：200 人以上	30 億円 (定額)

* 研究開発施設については、雇用要件なし。

* 新規立地は、マイレージ制度（パターン 1）の利用も可能。

②融資制度

(1) みえ産業振興戦略関連資金

中小企業が行う、ものづくりの維持・強化、サービス産業の育成・強化を金融面から支援する。

対象者	みえ産業振興戦略に係る知事承認を受けた中小企業（企業立地促進法、三重県企業立地促進条例に基づき、県内での立地計画について県の認定を受けた事業者）
資金使途	設備資金・研究開発資金
融資限度額	1億円
融資利率	1.6%
保証料率	0.45～1.50%
融資期間	設備15年以内（据置1年以内）、運転資金7年以内
融資方式	証書貸付
返済方式	元金均等月賦返済
担保・保証人	取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる

(2) 環境・防災対策等促進資金

環境対策や防災対策等活動に取り組む中小企業者に金融の円滑化を図る。

	防災対策扱い
対象者	①建築物の耐震診断、補強計画、耐震改修設計及び事業継続計画（BCP）を策定する中小企業者又は組合 ②建築物の耐震補強、機械等の転倒防止、浸水を防ぐ事務所等のかさ上げ等防災対策を行う中小企業者又は組合
資金使途	①運転資金 ②設備資金
融資限度額	①500万円 ②5,000万円
融資利率	1.4%（三重県信用保証協会の保証を付さない場合は1.45%）
保証料率	0.45～1.50%
融資期間	②5年以内 ②10年以内
融資方式	証書貸付
返済方式	元金均等月賦返済
担保・保証人	取扱金融機関及び保証協会の定めによる

8 環境の保全その他産業集積の形成又は産業集積の活性化に際して配慮すべき事項

(環境保全に関する事項)

当地域における企業立地については、市と環境保全に関する協定を締結し、企業に対して公害防止対策の措置、緑化の推進及び環境マネジメント導入の推進等を行い、環境保全に取り組むように求めている。特に、公害防止対策については、設置される施設に応じて大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭などの項目について排出基準を盛り込み、これを遵守するように求めている。

亀山・関テクノヒルズ工業団地については、開発前に環境影響評価を実施しており、当該手続きの中の地域住民への説明会等を通じて住民への理解が得られている。今後も引き続き、住民への理解が深められるよう努めていく。

(犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穩の確保に関する事項)

①犯罪及び事故の防止に配慮した施設の整備と管理

犯罪及び事故の防止を図るため、周囲からの見通しを確保した施設の配置、歩道と車道の分離、防犯カメラや防犯灯等の設置などに住民の理解を得ながら努める。

②地域における防犯活動への協力

事業者等は、地域住民等が行う犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する自主的な活動に積極的に参加するほか、活動に必要な情報、物品、場所等を提供するなどの協力を住民の理解を得ながら行う。

③犯罪捜査への協力等事業者等は、事件・事故発生時における警察への連絡体制の整備と捜査活動への積極的な協力を行うとともに、企業立地を通じた産業の集積に伴い新たに必要となる警察活動に要する経費を措置する。

④暴力団等の排除

暴力団等反社会的勢力を排除するとともに、同勢力からの様々な要求には応じない。

⑤外国人の不法就労の防止

事業者が外国人を雇用しようとする際には、適法な就労を確保するよう事業者や自治体において資格の確認を行うなどの必要な措置をとるとともに、就労者に対して日本の法制度、習慣等について指導を行う。

9 法第5条第2項第3号に規定する区域における同項第7号の施設の整備が、農用地等として利用されている土地において行われる場合にあつては、当該土地を農用地等以外の用途に供するために行う土地の利用の調整に関する事項

該当なし

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から平成33年度末日までとする。

